

板橋区新生児臨時特別給付金支給事業実施要綱

(令和2年12月4日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響のため、新生児の保護者が、妊娠、出産及び育児という特に細心の配慮を要する時期に、健康及び育児に係る助言、指導及び役務の提供その他の必要な支援制度の利用について不便を余儀なくされ、特に妊産婦については、感染症拡大の影響を精神的にも肉体的にも特に強く受けるところ、感染症拡大の影響を受ける期間に妊産婦であった者等の行動制約等により、当該保護者に生じた妊娠、出産及び育児に係る不安、孤独その他の心労を見舞うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時給付金 この要綱に基づき、見舞金として支給される給付金をいう。
- (2) 新生児 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生した児童であつて、出生の届出（戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条による届出をいい、同法第25条第2項による外国人に関する届出を含む。）によって、板橋区長（以下「区長」という。）の編成する住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票をいう。）に記載又は記録されたものをいう。
- (3) 保護者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 第4条第1項の申請を行う時点において、当該申請に係る新生児について、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第1項の支給要件に該当する者
 - イ 前アに掲げる者のほか、区長が特に認める者

(支給要件)

第3条 臨時給付金は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす保護者に対して支給する。

- (1) 次条第1項の申請の時点において、保護者が、板橋区（以下「区」という。）に住所を有すること。
- (2) 次条第1項の申請に係る新生児が、区長の編成する住民票に記載又は記録されてから、当該申請の時（当該時よりも前に、当該申請に係る新生児が

死亡した場合にあっては、当該死亡の時)まで、引き続き区に住所を有すること。

- 2 区長が第5条第1項の決定に基づき支給する臨時給付金の額は、前項第2号に係る新生児の人数に5万円を乗じて得た額とする。

(申請)

第4条 臨時給付金の支給を受けようとする保護者は、区長に対し、別記第1号様式の申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、前条第1項の要件を満たす保護者が数人あるときは、当該保護者のうち、いずれか1人の保護者が前項の申請を行うことができる。
- 3 第1項の場合において、保護者のうちのいずれかの者が「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」(平成24年3月31日付け雇児発第0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「本件通知」という。)により、法第4条第1項の支給要件を満たさないと判断されるときは、当該保護者(以下「児童虐待等保護者」という。)は、第1項の申請を行うことができない。次項に定める期限を経過するまでの間の児童虐待等保護者である旨の指名を受けた保護者も同様とする。
- 4 保護者は、区長に対し、保護者のうちに児童虐待等保護者が含まれている旨の申出をすることができる。この場合において、当該申出をした保護者は、第1項の申請を行う前に、区長が定める期限までに、区が本件通知に定める事務処理を行うために必要な手続を履践しなければならない。
- 5 第1項の申請の期限は、令和3年6月30日とする。

(決定及び支給)

第5条 区長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、臨時給付金を支給すべきものと認めるときは、速やかに支給の決定をしなければならない。

- 2 前項の決定に当たっては、第1条の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 区長は、第1項の決定をしたときは、別記第2号様式の通知書により、速やかにその決定の内容及び前項の条件を付した場合にはその条件を前条第1項の申請を行った保護者に通知しなければならない。
- 4 第1項の決定による臨時給付金の支給は、次の各号のいずれかの金融機関口座に振り込む方法により行う。
 - (1) 保護者が児童手当(法により支給される手当をいう。)、子育て世帯への臨時特別給付金(令和2年度板橋区子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

実施要綱（令和2年5月20日区長決定）により支給される子育て世帯への臨時特別給付金をいう。）その他の区長の支給する金銭を受ける際に予め指定した金融機関口座

- (2) 前条第1項の申請を行う保護者が特に指定する当該保護者を名義人とする金融機関口座

（譲渡禁止等）

第6条 臨時給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（決定の取消及び臨時給付金の返還等）

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により臨時給付金の支給を受けたとき。
 - (2) 第5条第1項の決定の内容又は同条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成することができないとき。
- 2 前項の場合において、当該取消に係る部分について、すでに臨時給付金が支給されているときは、区長は、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
 - 3 第5条第1項の決定の後、第4条第1項の申請を行った保護者の責に帰すべき事由により、区長が定める期限又は同条第5項の期限までに、第5条第4項の支給を完了することができない場合には、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（委任）

第8条 この要綱の実施のために必要な細則は、子ども家庭部長が決定する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

宛先 板橋区長	板橋区新生児臨時特別給付金 申請書(請求書)		
1. 申請・請求者			
誓約・同意事項(1)から(9)に誓約・同意の上、申請します。			
記入日	令和 年 月 日		
(フリガナ) 氏 名	生年月日	申請・請求者の現住所	
	年 月 日	電話 ()	
* 記名押印に代えて署名することができます。			
* 原則として、この通知の宛名となっている方(児童手当等の振込先の口座名義人となっている方)が申請してください。やむを得ない事情で、児童手当等の振込先の口座名義人以外の金融機関口座への振込を希望する場合には、その方(新生児と同居する父母等に限り)が申請してください。			
2. 対象の新生児、申請額・請求額			
令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれ、申請・請求者が育てている新生児について記入してください。			
(フリガナ) 氏 名	生年月日	対象の 新生児数	申請・請求額
	年 月 日	人	円

【誓約・同意事項】

- 「板橋区新生児臨時特別給付金支給事業実施要綱」に基づいて申請します。
- 新生児臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件及び申請要件に該当します。
- 給付金の支給要件及び申請要件の該当性等を審査等するため、板橋区が必要な住民基本台帳情報、児童手当・子育て世帯への臨時特別給付金・乳幼児医療証(マル乳)等の受給状況、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。申請書の記載内容に誤りがあった場合に板橋区が申請書を補正することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 支給決定の際に付された条件に従います。
- この申請書は、板橋区において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 板橋区が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、板橋区が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、板橋区は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、給付金の支給要件又は申請要件に該当しないことが判明した場合や給付金の支給決定が取り消された場合には、給付金を返還します。
- 板橋区子ども政策課から受給している「児童手当」又は「子育て世帯への臨時特別給付金」の金融機関口座への振込に同意します。

以下は、公務員の方など、児童手当等の振込口座がない場合にご記入ください

公務員の方など、板橋区子ども政策課から「児童手当」又は「子育て世帯への臨時特別給付金」を受給していない方は、振込先の金融機関口座を指定してください。下記の受取口座記入欄へ記入し、振込先金融機関口座確認書類(通帳やキャッシュカードの写し)を添付してください。「1. 申請・請求者」に記載した方と同じ名義でないと支給できませんのでご注意ください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (五桁までお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
	1.銀行 2.信金 3.信組 4.農協 5.その他	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	[]	店番号			※申請・請求者名義

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

年 月 日

板橋区長

板橋区新生児臨時特別給付金 支給決定通知書

新生児臨時特別給付金について、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
支 給 金 額	円
振 込 予 定 日	
備 考	

注意事項

- (1) 新生児臨時特別給付金（以下「給付金」という。）は「板橋区新生児臨時特別給付金支給事業実施要綱」に基づいて支給決定しています。
- (2) 板橋区が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、板橋区が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、板橋区は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (3) 給付金の支給要件又は申請要件に該当しないことが判明した場合、偽りその他不正の手段により支給決定を受けた場合、その他給付金の支給目的が達成できない場合には、支給決定を取り消すことがあります。給付金が支給済の場合は、支給した給付金の返還を求めます。